

HiFA 女子サッカーリーグ 運営委員会規約

1.総則

このリーグは、(公財)広島県サッカー協会および(公財)広島県サッカー協会女子委員会の統括のもとに、[2.役員]を持って運営する。

2.役員

- (1) リーグ代表 1 名
(公財)広島県サッカー協会女子委員会の推薦により選出し、委員会の決議による運営を総括、代表する。
- (2) 会計 1 名
(公財)広島県サッカー協会女子委員会の推薦により選出し、参加チームからの負担金により、経費を支弁する。
- (3) 委員長 1 名
運営責任者の推薦により選出し、委員会の決議による運営を管理する。
リーグ代表を補佐するとともに、リーグ代表不在時はその職務を代行する。
- (4) 委員 各リーグ 1 名
運営責任者の推薦により選出し、次の職務を分担する。
 - ・ 総務委員 — 庶務一般、通達事項、渉外事項
 - ・ 記録委員 — 記録、累積の把握、記録に関する連絡、報告
 - ・ 競技委員 — 日程編成、グラウンド確保、チーム指導
 - ・ 審判委員 — 審判割当、審判指導育成、警告累積、出場停止選手の管理と連絡
- (5) チーム運営責任者 各チーム 1 名
委員会の決議事項を遵守しつつチーム運営に務める。

3.会議

運営委員会

[2.役員]の半数以上の出席により、リーグ運営の諸事項を審議し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

4. チームの加盟及び脱退

- (1) 加盟は毎年 2 月 28 日までに、規定の参加申込書に記載のうえ、HiFA 女子サッカーリーグ事務局に正式加盟手続きを行う。
- (2) 脱退は毎年 1 月 31 日までに、文書で HiFA 女子サッカーリーグ事務局に届け出る。

5. リーグの編成

- (1) 加盟チームの年成績及び中国リーグの年成績に基づき委員会により編成を検討し、決定する。
- (2) 中国女子サッカーリーグを上部リーグとし、「HiFA 女子サッカーリーグ」及び「HiFA 女子サッカーPr リーグ」※とする。
- (3) 「HiFA 女子サッカーPr リーグ」から「HiFA 女子サッカーリーグ」へは年成績に関係なく、参加資格条件を満たせば加盟できる。

※女子 1 種年代の裾野を広げる試みとして、「HiFA 女子サッカーリーグ」に「HiFA 女子サッカーPr リーグ」を置き、エンジョイ志向チームや、HiFA 女子サッカーリーグへの参加を目標とするチームの準備リーグとして、リーグ戦を実施する。

「HiFA 女子サッカーPr(ピーアール)リーグ」(振興 Promotion、準備 Preparation から Pr リーグとしました。)

HiFA 第 48 回女子サッカーPrリーグ 2025 実施要項

1.目的

1 種年代の選手に対し、リーグ戦を通して多くの出場機会を与え、広島県内における女子サッカーの技術向上と健全な心身の育成を図り、広く女子サッカー競技の普及振興に寄与することを目的とする。

女子 1 種年代の裾野を広げる試みとして、「HiFA 女子サッカーリーグ」に「HiFA 女子サッカーPrリーグ」※を置き、エンジョイ志向チームや、HiFA 女子サッカーリーグへの参加を目標とするチームの準備リーグとして、リーグ戦を実施する。

※「HiFA 女子サッカーPr(ピーアール)リーグ」(振興 Promotion、準備 Preparation から Pr リーグとしました。)

2.名称

HiFA 第 48 回女子サッカーPrリーグ 2025

3.主催

公益財団法人広島県サッカー協会

4.主管

公益財団法人広島県サッカー協会 女子委員会

5.試合球協力

株式会社モルテン

6.期間

2025 年 4 月～2025 年 12 月

7.会場

広島県内各グラウンド

8.参加資格

(1) チーム

- ① 加盟チームは、(公財)日本サッカー協会女子登録済みのチームとする。
- ② 2007 年(平成 19 年)4 月 2 日から 2013 年(平成 25 年)4 月 1 日までに生まれた女子選手のみで構成するチームの参加は認めない。
- ③ 2007 年(平成 19 年)4 月 2 日以前に生まれた選手が主体となるチームが望ましい。
- ④ 運営上の責任を果すチームでなければ認めない。(20.試合運営を確認)

(2) 選手

- ① 上記(1)のチームに登録された 2013 年(平成 25 年)4 月 1 日以前に生まれた選手であること。
- ② 登録選手証:各試合の登録選手は選手証(写真貼付された電子登録証の出力印刷を基本とする。やむを得ない場合スマートフォン・タブレットでの画面提示も可とする。)を試合会場に持参し、メンバー表と合わせて運営本部へ提出すること。選手証との確認が出来ない選手は、当該試合への出場を認めない。

(3) その他

- ① 参加チームは選手登録の際、併せて必ず有資格審判員を 3 名以上登録しなければならない。
- ② 「HiFA 女子サッカーリーグ(一般、U-18, U-15)」および「中国女子サッカーリーグ」内で選手の重複登録は認めない。
- ③ 障害保険に加入済みであること。
- ④ 選手については、Pr リーグ加盟登録チームとは異なるチームからの選手登録を認める。但し、上記(2)、(3)を満たしていること。

9.参加チーム数

本年度は、チーム数により決定

10.競技方法

- (1) チームによる総当りリーグ戦とする。(リーグ運営委員会で決定)
- (2) 試合時間は 60 分とし、ハーフタイムのインターバルは 10 分間(前半終了から後半開始まで)とする。
- (3) 60 分で勝敗が決しない場合は、引分けとする。

11.競技規則

リーグ実施年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。

但し、以下の項目については本リーグ規定を定める。

- (1) メンバー表は、競技開始 30 分前までに相手チームへ 1 部、運営本部へ 1 部提出する。

- (2) 交代できる人数は、競技開始前に登録した最大 9 名の交代要員の中から 9 名までの自由な交代を適用する。交代の際は、4 審に確認の上、主審の指示により交代をする。**交代用紙は必要ない。**
- (3) 試合成立人数は 7 人とし、それ未満は不戦敗とする。**不戦敗の可能性のある場合は 1 週間前までにリーグに提示する。**
- (4) 本リーグ期間中、警告を 2 回受けた選手は、次の 1 試合の出場を停止する。この適用は年度内(同一大会と県リーグ対戦も含む)とする。
- (5) 本リーグ戦の試合において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については、(公財)広島県サッカー協会規律・フェアプレー委員会の裁定に従うものとする。
- (6) 本リーグ出場停止処分は、同一大会における直近の試合に適用される。但し、同一大会で消化しきれない場合(終了)は、次の公式試合に適用される。
- (7) 下記の事項に該当するチーム、選手は委員会の裁定により、除名または脱退を通告する。
 - ① 登録外の選手を試合に出場させた場合。
 - ② 実施要項に著しく違反しリーグの規律をみだしたチーム、および選手。
 - ③ 女子リーグおよび全女子サッカー界の損害になるような行為を犯した場合。
- (8) 本実施要項に記載の無い懲罰に関する事項は、(公財)広島県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (9) モルテン社より提供された検定球 5 号ボールを、「HiFA 第 48 回女子サッカーPr リーグ 2025」の公式試合球とする。

12.順位決定

- (1) ①勝点 ②得失点差 ③総得点 ④相互対戦 の順で順位を決定する。
その他、問題が生じた場合は委員会が裁定する。
- (2) 勝点は「勝:3 点」、「引分:1 点」、「敗:0 点」とする。
- (3) リーグ戦における不戦敗の場合は、不戦敗チームの勝点を-3 とし、スコアは 3 対 0 とする。
(不戦勝チームは勝点 3、得失点+3、不戦敗チームは勝点-3、得失点-3)

13.入替戦

「HiFA 第 48 回女子サッカーリーグ 2025」と、「HiFA 第 48 回女子サッカーPr リーグ 2025」との入替戦はおこなわない。

14.登録表の提出

- (1) リーグチーム登録:2025 年 2 月 28 日(金)までに、連絡すること。
- (2) 選手登録:**2024 年 4 月 11 日(金)**までに、必要事項を記載し、メールにて提出すること。
 <提出先>
 HiFA 女子サッカーリーグ事務局 難波明子
 Mail:nanbademiokun@yahoo.co.jp
 携帯:090-9502-0868

15.参加料

- (1) 参加料振込:**2024 年 4 月 11 日(金)**までに振込すること。
- (2) チーム **20,000 円**とする。
 <振込先>
 広島銀行 県庁支店 普通 3040143
 公益財団法人広島県サッカー協会 女子委員会 会長 **宗政潤一郎**
 (サイ) ヒロシマケンサッカーキョウカイ ジョシイソカイ カイチョウ **ムネマサジュンイチロウ**

16.登録選手の変更

- (1) 追加登録:**毎試合 3 日前を締め切りとする。リーグに選手名と前所属チーム(いつまで所属したか)をメール連絡すること。**
- (2) 移動・移籍登録:「HiFA 女子サッカーリーグ(一般、U-18、U-15)内」および「中国女子サッカーリーグ」との移動・移籍については、下記の期間内で手続きが完了した場合のみ認めるものとする。
 <移動・移籍期間>
 2025 年度登録票の提出後~2025 年 7 月 31 日までとする。
 上記期間に移動・移籍を希望する選手の登録変更届を事務局にメールにて提出すること。

17.ユニフォーム

- (1) リーグ実施年度の(公財)日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
- (2) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすい ユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携帯すること(FP・GK 用共)。
- (3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (4) 前項の場合、主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- (5) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

- (6) アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。
- (7) アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

18.競技日程

- (1) 全試合終了後年度内に委員会は、翌年度の組合せ及び日程を立案し決定する。
- (2) 試合日程の変更は、運営上やむを得ない場合を除いて行わない。
- (3) リーグ戦は 4 月 1 日から、翌年 1 月末日までの間に実施する。

19.表彰

- (1) 優勝チームに優勝記念品を授与する。
- (2) 最優秀選手、優秀選手、最多得点選手には記念品を授与する。
 - ＜最優秀選手、優秀選手、最多得点選手の選出基準＞
 - ① 最優秀選手は優勝チームで MVP ポイントの多い選手とし、複数の場合はチームの推薦で 1 名を選出。
 - ② 優秀選手は優勝チーム以外で MVP ポイントの多い選手とし、複数の場合はチーム成績上位の 1 名を選出。
 - ③ 最多得点選手は各リーグ内で得点の多い選手とし、複数の場合はチーム成績上位の 1 名を選出。チーム成績上位で複数の場合はチームの推薦で 1 名を選出。
- (3) リーグに功労のあった者は委員会に諮り、別途表彰する。

20.試合運営

- (1) 運営担当チームの任務
 - a. 試合日程表に定められた運営担当チームの運営責任者が担当試合の会場に本部を置き運営を統括する。
 - b. 運営担当チームが任務の全責任を負う。
 - c. 第 1 試合の運営担当チームは、試合開始 15 分前までに、グラウンドの整備、及び器具の取り付けを確認する。
 - d. 最終試合の運営担当チームは、グラウンドの整理及び器具の収納を確認する。
 - e. 提出されたメンバー表、選手証(写真貼付されたもの)とリーグ登録表との確認を行なう。
 - f. 担当試合の試合結果、審判報告等のすべての記録のとりまとめを行ない、最終試合の運営担当チームは、審判委員と関係先へ当日中に報告をする。
- (2) 審判担当チームの任務
 - a. 試合日程表に定められた審判担当チームが責任を持って、審判員(4 級以上)4 名を配置する。
※第 4 審判員の資格は問わない。
 - b. 審判に必要な用具を準備する。
 - c. 担当試合終了後速やかに試合の結果、退場、警告等の必要事項を本部の運営担当チームに報告し、確認を行なう。
- (3) 各チームの任務
 - a. 試合球 1 個を用意する。
 - b. 試合終了後速やかに試合結果、得点者、対戦相手チームの MVP 等の必要事項を本部の運営担当チームに報告し、確認を行なう。
 - c. 準備担当のチームは第 1 試合開始 15 分前までに、グラウンドの整備、器具の取り付け(ゴールポスト、ゴールネット、ライン、フラッグ etc...)を確実に実施する。
 - d. 片付け担当のチームは、試合終了後運営責任者の指示に従い、グラウンドの整理、器具の収納を確実に実施する。

21.その他

- (1) 本実施要項に規定されていない事項については、委員会で協議のうえ決定する。
- (2) 参加チームの責任において傷害保険に加入し、当リーグは主催・主管する行事にかかわる負傷及び物損についての一切の責任を負わない。